

(様式2)

地方自治法(昭和22年4月17日法律第67号)第234条第2項、地方自治法施行令(昭和22年5月3日政令第16号)第167条の2第1項第5号及び横浜市契約事務委任規則第4条第4項第2号により次のとおり随意契約を締結したので、その概要を公表します。

令和6年11月26日

横浜市契約事務受任者  
教育次長 石川 隆一

- 1 契約の概要  
スプリンクラー修理
- 2 履行(納品)場所  
神奈川県白幡東町2-7-1 浦島丘中学校
- 3 契約日  
令和6年11月22日
- 4 履行日又は履行期間  
緊急指示を承諾してから令和7年3月31日まで
- 5 契約金額  
3,520,000円
- 6 契約の相手方(名称及び所在)  
ヒドロ工業株式会社 代表取締役 石田 日出夫  
横浜市南区大岡3丁目16番8号
- 7 当該随意契約を行わざるを得なかった理由  
浦島丘中学校は集合住宅、道路に囲まれており、スプリンクラー不良により防塵機能が損なわれ、冬季の乾燥時期に近隣へ影響が大きいことが想定されるため。
- 8 契約の相手方の選定理由  
災害協力事業者名簿に記載があり、緊急対応が可能と回答があったため。
- 9 所管課  
教育委員会事務局 教育施設課